

国立大学法人ガバナンス・コード全原則に対する長岡技術科学大学の適合状況（令和7年度）

情報基準日：2025年8月1日

当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、運営方針会議に関する原則は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

基本原則 1. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築

国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮することで、自らのミッションを実現し、絶えず社会の要請に応えていく必要がある。そのために、ミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行うべきである。

		令和7年度実施状況
原則 1－1	国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定	
国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。		本学は、基本的なミッションを踏まえて本学の理念と7つの目標、アクションプランを含む将来ビジョンを策定し、このビジョンを柱とした目標及び具体的な戦略として第4期中期目標・中期計画を策定しました。策定にあたっては、理念、ビジョンの他、具体的な目標やアクションプランを含めて、理事、副学長、系長等が委員となる将来計画委員会及び教育研究評議会において審議し、また、各界の有識者で構成した経営協議会での審議を経て公表しています。 【長岡技術科学大学 創設の趣旨、本学の理念】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/info/purpose/index.html 【将来ビジョン・アクションプラン】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/info/vision/index.html 【第4期中期目標】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_mokuhyo.pdf 【第4期中期計画】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_keikaku.pdf
原則 1－2	目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築	
国立大学法人は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。		本学は、ミッションを踏まえ策定した将来ビジョン、アクションプランに基づき、第4期中期目標期間中のロードマップと当該年度の計画を策定し、具体的な評価指標を見据えて業務を実行しています。 成果の検証にあたっては、大学評価委員会において各部局で実行した成果を毎年度検証し、報告書として取りまとめる計画としています。 成果の検証結果や社会情勢の変化等による戦略の見直しや計画変更などは、役員・副学長等を構成員として、学長の意思決定を支える大学戦略会議や将来計画委員会において議論し、その結果を反映させる仕組みを整備しています。 【各事業年度実績報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/mid-term-goals/index.html 【自己点検・評価】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/outside-evaluation/index.html

		令和 7 年度実施状況
補充原則		
1－2①	国立大学法人は、目標・戦略を実現するため、人員及び資金等の適切な資源配分等を通じ、既存の体制にとらわれず、機動的かつ戦略的に法人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施策を実行に移すための体制を構築すべきである。	本学は、学長のリーダーシップにより将来ビジョン・アクションプランを策定し、重点的に取り組む項目について、副学長、学長特別補佐及び学長補佐、担当事務局のほか、必要に応じて担当する教職員を参画させ、全学横断的な体制を構築するとともに、学長戦略経費を確保し、各施策の計画を確認の上、実行に必要な予算を配分することにより、機動的かつ戦略的に各施策を実施できるようにしています。
1－2②	国立大学法人は、大学の活動についてのデータを収集・分析し、法人の意思決定を支援するためIR（インスティトゥーショナル・リサーチ）機能等の充実により、目標・戦略の策定に活用すべきである。 また、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデンスベースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や、資源配分方策の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。	本学では法人運営に係る計画策定、意思決定等を支援するIR推進室や各課等が収集・分析しているデータを基に、第4期中期計画及びアクションプランの検証可能な評価指標を設定し、目標達成の道筋を立てています。 また、決算データに基づき、各費目に分解して支出の増減要因を経年比較・分析した結果を、予算編成における戦略的な資源再配分や経費抑制に向けた検討に活用しています。加えて、学長が各系の外部資金獲得実績、共通費所要額等を勘案した上で各系長にヒアリングを行い、各系への教育研究支援経費の配分を行っています。
1－2③	国立大学法人は、法令に定められた大学評価を法人経営の継続的な質的向上につなげる仕組みを整備すべきである。	本学は、国立大学法人法で定められた業務の実績等に関する評価及び学校教育法で定められた認証評価について、「国立大学法人長岡技術科学大学内部質保証規則」を定め、学内の大学評価委員会が自己点検・評価の企画・実施に関する総括及び第三者評価への対応を行い、自己点検等の結果を教育研究評議会等に報告しています。改善措置が必要な場合には、学長及び担当理事・副学長の下に各委員会や関係課で検討した結果をもとに改善し、法人経営の質的向上につなげています。また、「国立大学法人長岡技術科学大学外部評価実施要項」を定め、本学が行う自己評価及び関係資料を基に、高等教育等に高い識見を有する学外者による外部評価を実施しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学内部質保証規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000823.html 【国立大学法人長岡技術科学大学外部評価実施要項】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000029.html
1－2④	国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。	本学では、「国立大学法人長岡技術科学大学内部質保証規則」を定め、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価を実施し、その報告書及び評価結果並びに改善状況を公表しています。 また、第三者評価、監事監査で受けた意見及び自己点検・評価等により改善が必要と確認した事項については、大学評価委員会を中心に関係組織と検討し、改善に向けた取り組みを行っており、その結果は、各年度の業務の実績に関する報告書及び改善・向上状況報告書で公表しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学内部質保証規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000823.html 【各事業年度実績報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/mid-term-goals/index.html 【自己点検・評価】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/outside-evaluation/index.html 【改善・向上状況報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/outside-evaluation/index.html 【大学機関別認証評価】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/ce-university/index.html

		令和 7 年度実施状況
原則 1－3	自主的・自律的・戦略的な経営（人事、財務、施設等）及び教学運営（教育・研究・社会貢献）の体制構築	
	国立大学法人は、ミッションを実現するため、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、国立大学法人法等に基づき、人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営するとともに、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するための体制を構築すべきである。	本学は、ミッションを実現するため、戦略的な取り組みを教職員が一体となって参画する組織を立ち上げ、人的資源及び建物や予算などの物的資源を学長のリーダーシップにより配分し、機動的に実行しています。 具体的には、担当理事・副学長等の下に、国際産学連携機構、教育戦略本部、研究戦略本部、SDGs推進室等を設置し、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施する体制を構築しています。
補充原則		
1－3①	国立大学法人は、法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築すべきである。	本学では、国立大学法人法等の法令の定めるところにより、「国立大学法人長岡技術科学大学組織通則」において法人経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を置くことを定めるなど、必要な組織と役割を明確にしています。なお、当該組織の権限と責任については、「国立大学法人長岡技術科学大学役員会規則」、「国立大学法人長岡技術科学大学経営協議会規則」、「国立大学法人長岡技術科学大学教育研究評議会規則」の個別の規則で定め、実施しています。 また、法人経営・教学運営等に係る重要事項を検討する「大学戦略会議」を設置し、役員・副学長等を構成員として学長の意思決定を支える体制を構築しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学組織通則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000001.html 【国立大学法人長岡技術科学大学役員会規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000004.html 【国立大学法人長岡技術科学大学経営協議会規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000005.html 【国立大学法人長岡技術科学大学教育研究評議会規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000007.html
1－3②	国立大学法人は、経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置し、その任命に当たっては、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、実施すべきである。	本学では、経営を担う人材として理事、教学運営を担う人材として副学長を配置しています。理事については、「国立大学法人長岡技術科学大学理事選考規則」で資格を定め、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するとともに、理事の分担職務を掌理し得る者のうちから学長が任命しています。副学長については、「国立大学法人長岡技術科学大学副学長選考規則」で資格を定め、本学の理事、専任の教授又は学外の有識者で、本学の理念を十分に理解するとともに、学長の補佐機関として大学運営の能力を有し、かつ、副学長の分担職務を掌理し得る者のうちから学長が任命しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学理事選考規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000179.html 【国立大学法人長岡技術科学大学副学長選考規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000181.html

令和 7 年度実施状況	
1－3③ 国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。	本学では、創設の趣旨を踏まえて、建学の理念及び将来ビジョンの実現に向け、総合的な人事方針【国立大学法人長岡技術科学大学の人事基本方針】を策定し、教職員の人事及び人材育成に関する基本的な方針を定め、教職員の確保と育成に努めています。また、男女共同参画推進室において基本計画【長岡技術科学大学男女共同参画推進基本計画】を策定し、年齢や性別、国籍を問わず多様性の確保に努めるとともに、若手女性教員のキャリア支援の施策を充実させる体制・制度を構築するなど、教職員の職場環境の向上のための取組みを行っています。なお、障害者雇用促進法に定める本学の障害者雇用数は11名（令和7年6月1日現在）であり、国が求める基準による障害者雇用数11名を満たしています。 【長岡技術科学大学の人事基本方針】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_nutjinjihoushin.pdf 【長岡技術科学大学男女共同参画推進基本計画】 https://gender.nagaokaut.ac.jp/office/plan/
1－3④ 国立大学法人は、自らのミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案して、その支出を賄える収入（運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入）の見通しを含め、中期的な財務計画を策定すべきである。	本学では、第4期中期目標・中期計画に「財源の多様化と安定的な自己財源を確保するため、多様な仕組みで外部資金獲得を拡大する」こと及び「将来的な財源に繋げるために、民間企業・金融機関・地方自治体との連携、地域的な連携の枠組みへの参画を行う」ことについて明記し、本取組に係る評価指標を設定するとともに、併せて中期計画期間中の予算、収支計画、資金計画を記載しています。 また、第4期中期計画において、「長岡技術科学大学財政計画」を策定し、公表しています。 【第4期中期目標】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_mokuhyo.pdf 【第4期中期計画】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_keikaku.pdf 【長岡技術科学大学財政計画】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/finance_zaisei_keikaku.pdf
1－3⑤ 国立大学法人は、自らの財務計画に沿って、必要な外部資金を獲得するため、産業界等からの資金や寄附金の受入を促進するための体制整備、資産の有効活用を進めるべきである。	本学では、研究戦略本部において外部研究資金等の獲得に向けた組織的な取組を行うとともに、国際産学連携機構において産学連携活動を総括・組織的に推進する体制を構築しています。また、会員制の寄附金制度「21世紀ランプ会SDGs」や産学官連携フォーラム参加料収入などに加え、令和6年度からは「DXRものづくりプラットフォーム」を活用した新たな資金受入制度を導入するなど、多様な外部資金を獲得する制度を整備しています。加えて、SDGsに寄与する社会貢献債の購入による資金運用、遠隔システムを活用した研究機器相互利用ネットワーク構築などの資産活用を通じて、社会にも貢献しています。

令和 7 年度実施状況	
1－3⑥	国立大学法人は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等を公表しなければならない。 本学では、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制については、下記のとおり定め、公表しています。 また、総合的な人事方針【国立大学法人長岡技術科学大学の人事基本方針】を策定し、教職員の人事及び人材育成に関する基本的な方針を定めて学内外に公表し、教職員の確保と育成に努めています。 中期的な財務計画については、第 4 期中期計画に予算、収支計画及び資金計画を記載するとともに、「長岡技術科学大学財政計画」を策定し、公表しています。さらに「統合報告書」を作成し、教育研究の費用及び成果等に加え、本学のビジョン・戦略や様々な活動状況等をステークホルダーにわかりやすく公表しています。 【経営及び教学運営に係る権限と責任の体制】 学長については、「国立大学法人長岡技術科学大学組織通則」第4条第1項において「学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。」と定めています。 理事については、「国立大学法人長岡技術科学大学組織通則」第5条において「理事は、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。」と定めており、また、「国立大学法人理事の職務分担及び任期等について」の[別表]により理事の職務分担を定めています。 副学長については、「国立大学法人長岡技術科学大学学則」第9条第1項において副学長を置くと定めており、また、「国立大学法人長岡技術科学大学副学長の職務分担及び任期等について」の[別表]により副学長の職務分担を定めています。 (国立大学法人長岡技術科学大学組織通則) https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000001.html (国立大学法人長岡技術科学大学理事の職務分担及び任期等について) https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000180.html (国立大学法人長岡技術科学大学副学長の職務分担及び任期等について) https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000182.html 【長岡技術科学大学の人事基本方針】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_nutjinjihoushin.pdf 【第 4 期中期計画】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_keikaku.pdf 【統合報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/pr/publications/integrated/index.html 【財務に関する情報】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/finance/index.html 【長岡技術科学大学財政計画】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/finance_zaisei_keikaku.pdf

		令和 7 年度実施状況
原則 1 – 4	長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成	
	国立大学法人は、社会に対して継続的に役割を果たしていけるよう、経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成すべきである。	本学は、国立大学法人としての公共性と社会的役割を認識し、中期目標・中期計画に基づき、法人経営と教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を確保するため、FD研修、SD研修、語学研修等を実施し、教職員を育成しています。また、総合的な人事方針【国立大学法人長岡技術科学大学の人事基本方針】を策定し、教職員の人事及び人材育成に関する基本的な方針を定め、長期的な視点に立って教職員の確保と育成に努めています。 【長岡技術科学大学の人事基本方針】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_nutjinjihoushin.pdf
補充原則		
1 – 4 ①	国立大学法人は、その法人経営を担う役員（監事を除く。）に、国内外の高等教育・学術研究の動向を把握し、各国立大学法人のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分、これらの実現のための体制整備などを実施する能力を備えた人材を育成・確保すべきである。	本学では、学長と理事を役員（監事を除く。）としており、学長に求められる資質・能力を「長岡技術科学大学学長選考の基準」に、理事に求められる能力等の資格を「国立大学法人長岡技術科学大学理事選考規則」に定め、法人経営を担うに相応しい人材を選定し、戦略的な経営資源の獲得や配分、これらを実現する体制の構築を担っています。また、本学の将来を担うことが想定される副学長、学長特別補佐、学長補佐に、学内のFD研修、学外の各種研修・会合等への参加を通じ、能力向上を図るとともに、法人経営に関する重要事項を検討する大学戦略会議の構成員とすることにより、法人経営を担い得る人材の育成に努めています。
1 – 4 ②	国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。 また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。	本学では、現役の企業経営者を外部理事として招き入れ、法人経営に直接参画させるとともに、学長によるリーダーシップを支える役職として副学長、学長特別補佐、学長補佐を置き、法人経営に関する重要事項を検討する大学戦略会議の構成員としています。また、大学戦略会議には事務局課長級以上の職員を陪席させています。これら学長を支える役職に計画的に若手教員や事務職員を就かせ、大学経営に参画させることにより、経営人材の養成に努めています。さらに総合的な人事方針【国立大学法人長岡技術科学大学の人事基本方針】を策定し、教職員の人事及び人材育成に関する基本的な方針を定めて学内外に公表し、大学経営基盤の強化を見据えた教職員の確保と育成に努めています。 【長岡技術科学大学の人事基本方針】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_nutjinjihoushin.pdf

基本原則 2. 法人の長の責務

国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。

		令和 7 年度実施状況
2－1 法人の長の責務		
原則2-1-1	中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有	本学は、基本的なミッションを踏まえて本学の理念と 7 つの目標、アクションプランを含む将来ビジョンを柱とした目標及び具体的な戦略として第 4 期中期目標・中期計画を策定し、年度初めの学長挨拶として、学内の教職員向けに説明、オンライン配信するとともに、学内サイトに掲載し、構成員の理解共有を図っています。 また、将来ビジョン、アクションプランは、公式 H P にも掲載し、学生、卒業生をはじめとするステークホルダーにも理解共有が得られるように発信しています。 【長岡技術科学大学 創設の趣旨、本学の理念】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/info/purpose/index.html 【将来ビジョン・アクションプラン】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/info/vision/index.html 【第 4 期中期目標】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_mokuhyo.pdf 【第 4 期中期計画】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_keikaku.pdf 【長岡技術科学大学 歴史紹介動画】 https://www.youtube.com/watch?v=vMroBsb_7mo&feature=emb_logo
原則2-1-2	法人の長のリーダーシップ	法人の長は、我が国の教育研究の要である国立大学を設置し、管理する国立大学法人を代表する者であり、当該国立大学の教育研究の成果が最大化されるよう、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行うべきである。 本学は、学長が法人の長としてのリーダーシップを発揮できるよう、国立大学法人法等の法令の定めるところに基づき、教育研究評議会及び経営協議会等の意見を踏まえ、法人を運営しています。教育研究評議会では、学長のリーダーシップの下で、教育研究の成果が最大となるよう、構成員の意見を聴取するとともに、経営協議会では、外部有識者など多様な関係者の意見や期待を踏まえた、法人経営を行っています。 また、本学が実施している約 25 回のステークホルダーとの対話機会における意見等を、年 2 回開催する「ステークホルダー協議会」にて一元的に情報共有し、法人経営に活用できる仕組みを構築しています。 さらに、学生・教職員より随時提案を受け付ける「学長提案箱」を設置し、日頃より現場の意見に寄り添った法人運営に取り組んでおります。 これらの取組により、法人経営の改善に反映した事項等については、改善・向上状況報告書にて公表しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学ステークホルダー協議会規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000837.html 【改善・向上状況報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/outside-evaluation/index.html

	令和 7 年度実施状況
補充原則 2-1-2① 法人の長は、国立大学を設置する法人の代表者であることを深く自覚し、その職責を十分に理解した上で、法人の業務全般に関する決定権を行使すべきである。	本学では、「国立大学法人長岡技術科学大学組織通則」において学長の職務及び権限を定めています。また、学長は、学長選考・監察会議において、選考基準に基づいて選考されるとともに、定期的に業務の執行状況の検証が行われています。こうした仕組みにより、学長は職責を十分に理解した上で、法人の代表として業務を総理し、意思決定を行っています。
2-1-2② 法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。	本学では、国立大学法人法に定める役員会、経営協議会、教育研究評議会等の会議体の役割を学内規則で明確にしています。学長は、これら会議体での審議や意見を尊重するとともに、定期的に学生や教職員との意見交換の場を設けるなど、多様な意見や期待を踏まえ、リーダーシップを発揮し、法人経営及び教学運営を行っています。
2-1-2③ 法人の長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めるべきである。	本学では、学長のリーダーシップの下で、基本的なミッションを踏まえた本学の理念と将来ビジョン、それに基づく中期目標・中期計画等の取組実績及び評価結果を学内外に発信し、社会からの理解と支持が得られるように努めています。 【本学の理念】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/info/purpose/index.html 【将来ビジョン・アクションプラン】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/info/vision/index.html 【第 4 期中期目標】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_mokuhyo.pdf 【第 4 期中期計画】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/assets/mid-term-goals_4_9_keikaku.pdf 第 4 期中期目標期間においては、将来ビジョン、アクションプランに基づき策定した年度の計画の実施状況を取りまとめ、学内外に公表しています。 【自己点検・評価】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/plans/outside-evaluation/index.html

		令和 7 年度実施状況
原則2-1-3	ビジョン実現のための執行体制の整備	
	法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則 1－4 で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。	本学は、学長のリーダーシップが最大限発揮できるよう、理事、副学長及び学長特別補佐等の学長を補佐する人材について、国立大学法人法、「国立大学法人長岡技術科学大学理事選考規則」、「国立大学法人長岡技術科学大学副学長選考規則」及び「国立大学法人長岡技術科学大学学長特別補佐設置要項」等の学内規則に基づき学内外から選任・配置し、その責任・権限等についても学内規則で定めて公表しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学理事選考規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000179.html 【国立大学法人長岡技術科学大学副学長選考規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000181.html 【国立大学法人長岡技術科学大学学長特別補佐設置要項】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000451.html 【国立大学法人長岡技術科学大学学長補佐設置要項】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000184.html 【国立大学法人長岡技術科学大学組織通則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000001.html 長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みとして、総合的な人事方針【国立大学法人長岡技術科学大学の人事基本方針】を策定し、教職員の人事及び人材育成に関する基本的な方針を定めて学内外に公表し、大学経営基盤の強化を見据えた教職員の確保と育成に努めています。 【長岡技術科学大学の人事基本方針】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_nutjinjihoushin.pdf
補充原則		
2-1-3①	法人の長は、理事が役員会を構成し、法人経営の責任の一端を担う重要な職であることに留意し、その選任に当たっては、その責任・権限等を明確にした上で、適切な人材を選任すべきである。あわせて、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである。	本学では、理事について「国立大学法人長岡技術科学大学理事選考規則」及び「国立大学法人長岡技術科学大学理事の職務分担及び任期等について」で規定し、学長が掌理する職務分担を示して適任者を選任しています。また、中期目標・中期計画の実施において、理事の分担ごとに具体的な達成目標を定め、その達成状況について評価し、処遇に反映させています。
2-1-3②	法人の長又は学長は、副学長、学部長・研究科長等の法人の長又は学長を補佐するための適切な人材を適所に配置すべきである。その選任に当たっては、それぞれの職の役割や責任、権限等を明確にするとともに、それぞれに求められる資質能力を示し、責任を持って選任すべきである。あわせて、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである。	本学では、学長を補佐し教学運営を担う副学長については「国立大学法人長岡技術科学大学副学長選考規則」及び「国立大学法人長岡技術科学大学副学長の職務分担及び任期等について」で、学長特別補佐及び学長補佐についてはそれぞれ「国立大学法人長岡技術科学大学学長特別補佐設置要項」及び「国立大学法人長岡技術科学大学学長補佐設置要項」で規定し、学長が職務分担を示して適任者を選任しています。また、中期目標・中期計画の実施において、役割分担と具体的な達成目標を定め、その達成状況について評価し、処遇に反映させています。

		令和 7 年度実施状況
2-1-3③	法人の長は、ビジョン実現のために自らが業務を総理し、所属する教職員を統督し得る内部統制システムやリスクの回避・低減、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定などを含むリスク管理体制を適切に運用するとともに、継続的にその見直しを図るべきである。	本学では、「国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程」を定め、職務の執行が法令に適合し、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、規程に定める内部統制統括役職員及び内部統制推進責任者の交代時及び国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況の確認とあわせ、継続的に見直しを行っています。 リスク管理については、本学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学の学生、職員及び地域住民等の安全確保を図り、社会的な責任を果たすことを目的として「国立大学法人長岡技術科学大学における危機管理に関する規則」を定め、対象とする事象が発生又は発生するおそれが生じた場合等に学長の下に危機対策本部を設置し対応を行っています。また、発生するおそれのある様々な危機を未然に防止するとともに、危機が発生した場合にその被害を最小限にとどめることを目的に「長岡技術科学大学危機管理基本マニュアル」及び「事業継続計画（BCP）」を作成し、必要に応じて見直しを実施しています。さらに、リスクに応じた個別マニュアルを作成し、見直し点検を行い、学内構成員に周知しています。
原則2-1-4	ビジョン実現のための戦略的な資源配分 法人の長は、ビジョン実現のための法人経営を行うにあたり、補充原則 1－2②の体制を通じ、予算・人事・組織編制等において、教育・研究・社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証すべきである。	本学では、学長が、教育、研究、社会連携・高専連携における事業とその財務状況について、IR推進室、各事業所管委員会及び担当課室に指示し、当該事業の進捗を数値化して経年観察を行い、事業の進捗把握と資源配分を行っています。
2－2 運営方針会議の責務 ※本学適用外		
原則2-2-1	運営方針委員の任命	
2－3 役員会の責務		
原則2-3-1	法人経営に係る重要方針の十分な検討 国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。 また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。	本学は、法人としての重要事項の決定に際し、役員会を定期的に開催するほか、必要な場合は随時開催することにより迅速な意思決定を行っています。役員会の議事録は、国立大学法人法等の法令の定めるところにより公表しています。 【役員会議事要旨】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/organization/conference/index.html
原則2-3-2	役員会によるガバナンス機能の最大限の発揮 役員会は、適時適切な開催、審議により、法人の長が国立大学法人法で定める事項に係る意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにすることで、国立大学法人のガバナンス機能を最大限発揮させるべきである。	本学は、国立大学法人法等の法令に定める事項のほか、審議が必要な事項について、役員会を定期的に開催するほか、必要な場合は、理事以外の副学長を含めた役員副学長会議として随時開催することにより、学長による意思決定を迅速かつ的確に行っています。
補充原則		
2-3-2①	役員会は、法人の長による意思決定が迅速・的確に遂行されるよう、法人の長が定める法人の運営・経営戦略や大学の教育研究の質の向上等の方向性を踏まえ、その実現に向けた実行方策や責任等を明確にすることを支えるべきである。	本学は、法人としての重要事項の決定に際し、役員会を定期的に開催するほか、必要な場合は随時開催することにより迅速な意思決定を行っています。加えて、役員のほか副学長及び若手、中堅教員から任命される学長特別補佐が参画する大学戦略会議（月 2 回開催）や役員副学長会議で、法人経営及び教学運営に関する重要事項について情報共有・収集を行い、学長の意思決定と業務執行を支援しています。

		令和 7 年度実施状況
2－4 法人の長を補佐する理事、副学長等の活用		
原則2-4-1	法人の長を補佐する理事、副学長等の役割	
	法人の長又は学長を補佐する理事、副学長、学部長・研究科長、学長補佐等は、法人の長が策定したビジョンを踏まえ、その実現のために、法人の長又は学長の定めるところにより役割、権限、責任を分担しながら、ビジョンの実現に向けて法人の長を補佐すべきである。	本学は、法人の長である学長の下に、理事、副学長、学長特別補佐、学長補佐、系長等を置き、基本的なミッションとなる本学の理念及び将来ビジョンと、それに基づくアクションプラン等の実施に、役割、権限、責任を分担しながら、学長による法人経営・教学運営を補佐する体制を構築しています。
補充原則		
2-4-1①	理事は、法人の長の定めるところにより、法人の長を補佐して国立大学法人の業務を掌理することで、法人の長による意思決定と業務遂行を支えるべきである。	本学では、国立大学法人法の定めるところにより 3 人の理事（「教育研究戦略・評価・IR・広報担当」、「高専連携・SDGs・教育研究環境担当」、「経営戦略・社会貢献・内部統制担当」）を置き、学長の意思決定と業務遂行を支援しています。
2-4-1②	副学長は、学長の定めるところにより、主として教学運営に係る校務を分掌するほか、学長の命を受けて校務をつかさどることにより、大学運営の円滑化と柔軟化を促進し、法人の長の意思決定と業務遂行を支えるべきである。	本学では、理事のほかに、5 人の副学長（「総務・財務担当」、「教務・学生支援担当」、「研究企画・産学連携担当」、「国際戦略担当」、「入試・情報マネジメント・男女共同参画・校友会担当」、「地域協創担当」）を置き、「副学長の職務分担及び任期について」を定め、学長を補佐し教学運営を担うとともに、主要学内委員会の委員長を務めるなど、学長の意思決定と業務遂行を支援しています。
2-4-1③	学部長・研究科長等は、法人の長のビジョンを踏まえた上で、執行部と部局構成員の意思疎通の要として、全学的な視点から適切に意見を述べ、その権限に属する業務遂行に当たるなど、法人経営を支えるべきである。	本学では、工学部、工学研究科を置き、工学部長、工学研究科長は副学長として教学運営を担っています。また、教育研究評議会の構成員として、各系長・副系長が参画し、全学的な視点から意見を述べる等、法人の意思決定への参画を通じて教学運営を支えています。
原則2-4-2	多様な人材の登用・確保	
	国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。 その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。	本学は、次世代育成支援・女性活躍推進計画を公表し、女性教員割合の向上に努めるとともに、高等専門学校機構及び豊橋技術科学大学との連携による教員交流制度、外国の大学・機関も含むクロスアポイントメント制度を推進し、外部から優れた人材の登用と多様性の確保に努めています。 【次世代育成支援・女性活躍推進計画】 https://gender.nagaokaut.ac.jp/office/plan2/ なお、大学経営に必要な能力を備える多様な教職員を学内外から登用するため、総合的な人事方針【国立大学法人長岡技術科学大学の人事基本方針】を策定し、教職員の人事及び人材育成に関する基本的な方針を定め、募集する職ごとに求める人物像を学内外に公表するとともに、企業等で勤務経験がある者の採用状況（人数）を公表し、大学経営基盤の強化を見据えた多様性に富む教職員の確保に努めています。 【長岡技術科学大学の人事基本方針】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_nutjinjihoushin.pdf 【労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/organization/mid-career/index.html

令和 7 年度実施状況	
原則2-4-3 高度専門職の登用・配置、事務等の職員の高度化	
法人の長は、原則 2－4－1 で示した法人の長を補佐する人材に加え、高度な専門職の各大学の実情に応じた登用・配置や、事務等の職員の高度化に向けた方策を講じ、ミッションを達成するための体制を構築すべきである。また、教職協働を通じた質の高い法人経営を実現すべきである。	本学は、理事や副学長、学長特別補佐、学長補佐等といった学長を補佐する立場にある職をはじめ、様々な領域において高度な専門知識を有するリサーチ・アドミニストレーター（URA）、エデュケーションル・アドミニストレーター（UEA）、特任教員、各種コーディネーターを学長が選考基準に則り登用し、適切に配置し、大学運営の強化と教育研究の質の高度化を図っています。 さらに、事務系・技術系職員の能力開発や高度化に向け、職階研修、職種や業務に応じた専門性の高い研修等に積極的に参加させています。国際連携、国際産学連携、SDGs推進、男女共同参画等、重点的に取り組む課題においては、教員と職員及び高度専門職が協働して参画し、大学運営の質の高度化に寄与しています。
補充原則	
2-4-3① 国立大学法人は、教職協働の実現に向け事務等の職員の高度化を図るための各種方策、例えば、企画提案力、語学力等の向上を図る S D（スタッフ・ディベロップメント）の充実、国内外の他大学、大学団体、行政機関、企業等の他機関での勤務経験を通じた幅広い視野の育成や、社会人学生として大学院等における専門性の向上等を講ずるとともに、教員と共にビジョンの実現に貢献する人材としての権限や経験の機会を与えるべきである。	本学は、効果的な教職協働の実現に向け、事務職員の資質や能力の向上を図ることを意識した S D 研修をはじめ、文部科学省等他機関への派遣・人事交流制度を活用した人材育成を行っています。また、事務系・技術系職員を学内委員会（グローバル教育センター、国際産学連携機構、SDGs推進室、男女共同参画推進室等）に委員として参画させ、教員や高度専門職とともに大学の理念、将来ビジョンの実現に向けて多様な視点で取り組んでいます。

基本原則 3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備

国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考・監察会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。

	令和7年度実施状況
3－1 経営協議会	
原則3-1-1 経営協議会における審議の充実	
経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。このため、その役割を踏まえ明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため運営方法を工夫すべきである。	本学は、国立大学法人法等の法令の定めるところにより経営協議会を置き、本学の経営に関する重要事項について審議を求めています。委員の選任に関して、学内委員については、学長、理事及び副学長とし、学外委員については、選考方針を定め、多様な関係者の幅広い意見を法人経営に反映させるため、産業界、行政、高等教育、高等専門学校、国際連携等の各分野から選任しています。会議運営については、委員に会議資料を事前送付し、検討に十分な時間を確保して審議を活性化させるほか、議題によらない自由な意見交換の場を設けるなど、委員の意見を取り入れながら運営方法の工夫を継続的に行っています。
補充原則	
3-1-1① 国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。	本学では、経営協議会の学外委員の選任に当たっては、基本的なミッションを踏まえた本学の理念及び目指す方向を鑑み、産業界、行政、高等教育、高等専門学校、国際連携等の各分野から候補者を選考し、教育研究評議会の意見も参考にして学長が任命しており、学外委員の選考方針を令和3年12月に明文化し、公表しています。経営協議会では、法令で定める審議事項等のほか、本学が推進する事業や、事業運営の課題について、委員との意見交換の場を設け、特に学外委員による多様な観点からの意見を聴取し、委員の意見を取り入れながら運営方法の工夫を継続的に行い大学の運営に生かしています。 【国立大学法人長岡技術科学大学経営協議会学外委員選考方針】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_keiei_gakugai_housin.pdf
3-1-1② 国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み（教育・研究等）についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。	本学では、学外委員に対しては、選任時に基本的なミッションとなる本学の理念、目指す方向とともに特色・強みを説明する機会を設け、本学について十分な理解を得る工夫を行っています。時々の状況に応じて、法人経営における様々な課題とともに、教育研究や産学連携の在り方などについても、意見を求めています。

	令和 7 年度実施状況
3 - 2 教育研究評議会	
原則3-2-1 教育研究評議会における審議の充実	
教育研究評議会は、国立大学法人が設置する国立大学における教育研究の質の向上を図り、国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、国立大学法人の経営方針を踏まえ、その設置する国立大学における教育研究を直接担当する者の意見を教学運営に反映させ、法人の長の意思決定に資する審議を行うための会議体であり、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営上の工夫をすべきである。	本学は、国立大学法人法等の法令の定めるところにより教育研究評議会を置き、「国立大学法人長岡技術科学大学教育研究評議会規則」において、構成員を学長、理事、副学長、附属図書館長、系長及び副系長、事務局長と規定し、教育研究を直接担当する各専門分野の責任者の意見を教学運営に反映させています。また、教育研究評議会の審議事項を同規則に定め、他の会議体との役割分担を明確にしています。会議運営にあたっては、報告事項は全学的に共有すべき重要なものに精選し、審議事項の意見交換に十分な時間が確保できるように工夫しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学教育研究評議会規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000007.html
3 - 3 学長選考・監察会議	
原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等	
学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。	本学は、国立大学法人法等の法令の定めるところにより学長選考・監察会議を置き、学長の選考及び業績評価を行っています。 （法人の長に求められる人物像に関する基準、選考については、補充原則3-3-3①を参照ください。）
補充原則	
3-3-1① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。	本学では、学長の選考に際して、「国立大学法人長岡技術科学大学学長選考規則」を定めるとともに、基本的なミッションとなる本学の理念及び特色等を踏まえた「長岡技術科学大学学長選考の基準」を定めています。学長予定者の決定に当たっては、同規則第7条第1項により、同規則第6条による意向調査の結果も参考にしながら、最終的に学長選考・監察会議の権限と責任において選考し、決定しています。また、その選考結果、選考過程及び選考理由については、学長選考・監察会議により決定された学長予定者が就任するまでの期間、学内外に公表しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学学長選考規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000175.html 【長岡技術科学大学学長選考の基準】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000177.html
3-3-1② 法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。	本学は、「国立大学法人長岡技術科学大学学長選考規則」に基づき、学長選考・監察会議が学長の選考を行っており、選考過程及び選考理由等の内容をできるかぎり具体的に整理した上で、決定された学長予定者が就任するまでの期間、学内外に公表しています。

令和7年度実施状況	
3-3-1③	学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。
原則3-3-2	法人の長の解任のための手続の整備
	学長選考・監察会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考・監察会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。
原則3-3-3	法人の長の業務執行に関する厳格な評価
	学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。
補充原則	
3-3-3①	学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。
	本学では、学長の任期について、中期目標・中期計画の策定に当たり学長のビジョンが反映できるように任期を定め、学長候補者選考の日程を設定しています。学長の任期については、「国立大学法人長岡技術科学大学学長の任期に関する規則」において、任期は4年として再任を可とするとともに、再任された場合の任期は2年とし、6年を超えて在任できないと定めて公表しています。学長選考・監察会議では、学長の業務の執行状況を毎年度検証するとともに、再任審査時には在任期間の業務執行状況を評価して再任の可否を判断し、その結果を学内外に公表しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学学長の任期に関する規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000178.html
	本学は、学長の解任のための手続きについて「国立大学法人長岡技術科学大学学長選考規則」に定め、公表しています。学長選考・監察会議は、同規則の定めるところにより、学長の解任を発議、審査し、文部科学大臣に申し出ることができます。 【国立大学法人長岡技術科学大学学長選考規則】（第10条、第11条） https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000175.html
	本学は、学長選考・監察会議において、学長の業務の執行状況を毎年度検証するとともに、再任審査時には在任期間の業務執行状況を評価して再任の可否を判断し、その結果を学内外に公表しています。 【法令等に基づく情報－学長の業務執行の状況の検証】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/info-by-law/index.html
	本学では、学長の業務執行状況について、「国立大学法人長岡技術科学大学学長選考・監察会議規則」第4条第3項及び「国立大学法人長岡技術科学大学学長の業務執行の状況の検証について（平成29年1月26日学長選考会議決定）」の定めるところにより、学長選考・監察会議が毎年度検証と評価を行っています。 【国立大学法人長岡技術科学大学学長選考・監察会議規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000009.html 【国立大学法人長岡技術科学大学学長の業務執行の状況の検証について（平成29年1月26日学長選考会議決定）】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_gyomukensyo.pdf 【学長の業務執行の状況の検証方法について（平成29年1月26日学長選考会議決定）】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/assets/info-by-law_gyomukensyohouhou.pdf

		令和7年度実施状況
3-3-3②	学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。	本学では、学長選考・監察会議が毎年度学長の業務執行状況を検証し、その結果を学長に通知するとともに公表しています。 【法令等に基づく情報－学長の業務執行の状況の検証】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/info-by-law/index.html
原則3-3-4	学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。	本学は、「国立大学法人長岡技術科学大学学長選考・監察会議規則」に基づき、経営協議会の学外委員及び教育研究評議会構成員（学長除く）から各5人を学長選考・監察会議の構成員に選出しています。経営協議会においては構成員の互選により、教育研究評議会においては学長を除く構成員の意向に基づく投票により選出を行い、学長選考・監察会議構成員名簿に選任方法等を記載し、学内外に公表しています。 【法令等に基づく情報－学長選考・監察会議】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/info-by-law/index.html
原則3-3-5	経営力を発揮できる体制の検討 学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。	本学は、法定理事3人の工学系単科大学のため、大学総括理事を置いていません。
3－4 監事		
原則3-4-1	監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保 国立大学法人は、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能を果たすことができるようにするための体制を整備すべきである。	本学では、監事の職務の執行に必要な体制整備のため、「国立大学法人長岡技術科学大学監事監査規程」に基づき、監事の指揮命令の下、監査室職員に事務を補助させ監査業務を支援しているほか、監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議等、本学の業務運営に関する重要な会議に出席しています。また、監事は監査業務において各業務の責任者である理事、副学長、学長補佐等と直接意見交換を行い、合理的かつ効率的な運営となっているか確認を行っています。 【国立大学法人長岡技術科学大学監事監査規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000011.html
補充原則		
3-4-1①	監事の役割は、国立大学法人のガバナンスの一翼を担うものであり、内部統制の在り方等についても監査対象とすることから、国立大学法人は、監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるようにするため、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制を整備すべきである。	本学では、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制を整備するため、監事の業務を支援する監査室を設置するとともに、「国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程」において、監事及び監査室の監査を独立的評価として規定し、内部牽制を機能させる体制を整備しています。 また、「国立大学法人長岡技術科学大学監事監査規程」を改正・廃止する場合は、学長及び監事が協議の上で行うものとし、中立性を確保しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000046.html 【国立大学法人長岡技術科学大学監事監査規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000011.html

		令和 7 年度実施状況
原則3-4-2	監事候補者の選考 監事は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が直接任命することとされているが、その任命に当たっては、各国立大学法人における監事候補者の選考を尊重している。このため、国立大学法人は、常勤監事や学外監事の必置を定めた法の趣旨を踏まえ、監事の役割や求められる人材像等を明確化した上で、適切なプロセスによって選考を行うべきである。	本学は、監事候補者の選考について「国立大学法人長岡技術科学大学監事候補者選考会議規則」を制定し、常勤監事や学外監事の必置を定めた法の趣旨を踏まえ、監事候補者選考会議において監事に求める役割や人材像を諮り、適切なプロセスによって選考を行っています。 【国立大学法人長岡技術科学大学監事候補者選考会議規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000877.html
補充原則		
3-4-2①	国立大学法人は、監事候補者の選考に当たっては、経営協議会の学外委員の協力・助言を得て人選するなど、その責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すべきである。	本学では、監事の選考に当たっては、経営協議会の学外委員を構成員とした監事候補者選考会議において、監事に求める役割、人材像についての審議を行い、その意見に基づき公募要領を作成し、適任となる候補者を公募の上、選考しています。また、監事候補者選考会議の議事を公表することにより選考過程の透明性と公正性の確保を図っています。
3-4-2②	国立大学法人は、監事の監査業務が多岐にわたることを踏まえ、法律や会計監査に精通した者、国立大学法人の行う業務に精通した者、組織の意思決定のあり方に精通した者など、監事候補者の適切な組み合わせを考慮して選考を行うべきである。	本学では、監事候補者選考会議における監事候補者の選考に当たって、監事の役割等を踏まえ、主に大学業務に精通する者及び主に会計に精通する者の組み合わせについて役割と人材像を審議し、候補者を選考しています。
原則3-4-3	国立大学法人の業務執行が適切かつ効果的・効率的に行われているかどうかを適切にチェックできる監査体制 監事は、法令等に則って会計監査と業務監査の双方を担い、監査を通じて、会計監査人による監査の相当性判断のみならず、教育研究や社会貢献の状況や法人の長の選考方法、法人内部の意思決定システムをはじめとした法人の経営が適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査する必要がある。国立大学法人は、監事がそれらを適切にチェックできる監査体制を工夫すべきである。	どうかを適切にチェックできる監査体制 本学は、監事が会計監査及び業務監査の双方を円滑に実施できるよう、監査室が業務を支援する体制としています。また、監事は、大学の意思決定に関わる重要会議に出席可能としているほか、必要な資料や情報を閲覧しています。また、監事の監査報告については、学長から改善措置等を回答するなど、監事が大学の運営について適切にチェックできる体制としています。
補充原則		
3-4-3①	国立大学法人は、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議、部局長等会議等の重要会議への出席を可能とするとともに、監事に対する資料提出や情報提供、内部監査機能との密接な連携など、十分な情報の下で監査報告を作成できるようにすべきである。	本学では、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議等の重要会議への出席を可能としており、監事が必要な資料や情報を提供しています。また、監事は会計監査人や監査室と連携し監査を行うとともに、必要に応じて監査室が行う内部監査への立会いも行い情報を共有しています。

基本原則 4. 社会との連携・協働及び情報の公表

国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。

また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。

令和 7 年度実施状況	
原則4-1	法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表
国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。	本学は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況をウェブサイトで公表しています。また、大学は多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産であることを認識し、本学の教育・研究・社会貢献活動等と経営、財務状況を分かりやすく公表するため「統合報告書」を作成し、公表しています。 【教育に関する情報】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/info-by-law/educational-info/index.html 【統合報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/pr/publications/integrated/index.html
補充原則	
4-1① 国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。	本学では、教育情報、財務情報などを公表するとともに、大学が行う様々な活動についても、「広報活動ポリシー」（基本方針）を定め、多様な関係者に適応した情報発信・公表を行っています。ウェブサイトでは、多様な関係者がそれぞれに必要な情報に到達できるよう、分かりやすく構成しています。また、重要なお知らせなどは、トップページにバナーを作成し、即座に情報が伝えられるように工夫しています。このほか、受験生及びその保護者を対象とした大学案内や研究室ガイドブック、地域、企業等を主な対象とした研究シーズ集などを発行し関係機関等に配布するとともに、ウェブサイトで公表しています。 【法令等に基づく情報－基本方針、ポリシー等】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/info-by-law/index.html 【大学案内】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/pr/publications/guide/index.html 【研究室ガイドブック】 https://www.nagaokaut.ac.jp/j/nyuushi/gb/ 【研究シーズ集】 https://ntic.nagaokaut.ac.jp/seeds-collection/

		令和 7 年度実施状況
4-1②	国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。	本学では、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、就職状況など、学生が享受できる教育成果と、学部卒業生及び修士修了生に対して実施する、学生の自己修得度及び全体的な満足度に関する調査結果をウェブサイトで公表しています。 【本学の定める3つのポリシー（方針）】 https://www.nagaokaut.ac.jp/admissions/policy/index.html 【就職状況】 https://www.nagaokaut.ac.jp/student/career/status/index.html 【修得度自己評価アンケート】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/info-by-law/survey/index.html
4-1③	国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。	本学では、学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会などの多様なステークホルダーを意識し、教育・研究コストや資金の使用状況のみならず、本学がどのようなビジョン・戦略を持ち新たな価値の創造と社会基盤の構築を先導していくのか、法人の活動状況やガバナンス等を「統合報告書」にまとめ、公表しています。 また、財務諸表等の財務に関する情報の詳細を公表しております。 【統合報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/pr/publications/integrated/index.html 【財務に関する情報】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/finance/index.html
原則4-2	内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表 国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。 そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。	本学は、「国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程」を定め、運用体制及び継続的な見直しについて規定し、公表しています。また、国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況の確認とあわせ、継続的に見直しを行っています。 【国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/frame/frame110000046.htm 【国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/organization/governance/index.html

令和7年度実施状況	
補充原則 4-2① 国立大学法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの遵守に係る方針を定めるとともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るべきである。また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等の工夫をすべきである。また、法人は通報窓口を外部に設けることも検討すべきである。	本学では、「国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程」を定め、法令等に適合した業務の実施体制を構築しています。また、内部統制システムの有効性を評価するプロセスとして、日常モニタリング、定期モニタリング及び独立的評価を次のとおり実施しています。 日常モニタリング：文書決裁規定に基づく決裁過程における確認などを行っています。 定期モニタリング：内部統制担当役員が行う本学の大学評価委員会における中期計画等の進捗状況の点検、事務連絡会議における四半期毎の業務進捗状況の確認、及び法令に基づく個人情報や法人文書の管理体制の確認などを行っています。 独立的評価：監事監査規程に基づく監事監査及び内部監査実施要項に基づく監査室による内部監査により内部牽制を図っています。 コンプライアンスについては、「国立大学法人長岡技術科学大学コンプライアンス基本規則」を定め、コンプライアンス違反を防止するために内部監査（法令遵守に関する監査）や教職員・学生への研修等を実施しています。また、不正行為の早期発見と是正を図るため、学内通報窓口及び学外通報窓口（本学顧問弁護士）を設け、通報者が不利益を受けないことも含めて、そのことを公表しています。 【国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/frame/frame110000046.htm 【国立大学法人長岡技術科学大学コンプライアンス基本規則】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/frame/frame110000045.htm
4-2② 国立大学法人は、内部統制の仕組みによるモニタリング結果を、定期的に役員へ報告する機会を設けるなど、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築すべきである。	本学では、「国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程」において、内部統制統括責任者がモニタリング結果等を定期的に学長に報告すると定めています。内部統制統括役員は、内部統制推進責任者に対して、日常モニタリングが適切に行われているかチェックリストを用いて確認することとしており、その確認結果を学長や執行部等に報告するなど、内部統制の実効性を高めています。 【国立大学法人長岡技術科学大学内部統制システムの運用に関する規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/frame/frame110000046.htm
4-2③ 国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範（研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等、研究インテグリティ確保のための取組）を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。	本学では、「研究者倫理の自立的行動の徹底について」（研究者倫理の基本方針）、「研究費の不正防止に関する基本方針」、「研究費不正使用防止計画」、「研究費の使用に関する行動規範」を定めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行い、コンプライアンス事案が発生した場合には、コンプライアンス室へ報告する体制としています。 なお、研究インテグリティ確保のための取組として、令和6年度に研究インテグリティ確保に関する規程を制定し、研究活動の透明性の確保や説明責任を果たすため、当該規程で定める委員会へ必要な情報を開示させるとともに教育研修を行うなど、国際的に信頼性のある研究環境を構築するためのマネジメント体制を整備しています。 【コンプライアンスの取組】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/initiatives/compliance/index.html 【研究不正に対する取組み】 https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/initiatives/misconduct-prevention/index.html 【国立大学法人長岡技術科学大学における研究インテグリティ確保に関する規程】 https://education.joureikun.jp/nagaokaut/act/110000992.html

令和 7 年度実施状況	
4-2④ 国立大学法人は、学内構成員がコンプライアンスの遵守、内部通報・外部通報の仕組み、行動規範等の目的、意義について正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行うべきである。	本学では、コンプライアンス遵守を推進するためコンプライアンス室を置き、年間の取組計画に基づき、教職員及び学生に対して、研究費不正使用防止、研究活動上の不正行為防止（研究者倫理）、ハラスメント防止、個人情報保護、情報セキュリティに係る研修等を実施し、啓発を図るとともに、特に新規採用者を対象とするAPRIN e ラーニングプログラムによる研修、研究費を正しく使用するための要点等をまとめた研究費執行ハンドブックを作成し、周知を図っています。
※研究インテグリティ：従来対応を進めてきた不正行為や利益・責務相反、法令順守などに加え、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる、研究の健全性・公正性	